

令和 8 年 6 月八戸市議会定例会

報 告 事 件

(そ の 2)

6 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第17号	専決処分の報告について (物件破損事故に係る損害賠償の額を定めることの 専決処分)	3
報告第18号	専決処分の報告について (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	5
報告第19号	専決処分の報告について (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	7

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和8年6月16日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和8年4月3日に青森県上北郡おいらせ町向山東四丁目の県道において発生した物件破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第12号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

公用車による中央分離帯ワイヤーロープ支柱の破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年6月2日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 363,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和8年6月16日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和8年2月8日に八戸市城下四丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第13号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路とマンホールとの段差による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年6月4日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 105,658円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和8年6月16日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和8年4月22日に八戸市大字長苗代字二分谷地の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第14号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における中央分離帯の防草シートの固定ピンが強風のため飛散したことによる自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年6月4日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 402,490円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

